

防府市妊婦健康診査実施要綱

平成9年4月1日制定

(目的)

第1条 母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定により実施される妊婦健康診査の一層の徹底を図るため、妊婦健康診査について、医療機関に委託して行い、妊婦の保健管理の向上を図る。

(実施主体)

第2条 防府市とする。

(実施機関)

第3条 防府市長が委託契約を締結した医療機関及び助産所（以下「委託医療機関等」という。）とする。

(妊婦一般健康診査)

第4条 妊婦一般健康診査は、次の各号のとおりとする。

(1) 対象者

防府市に住民登録を有し、妊婦一般健康診査受診票を提示した妊婦。

(2) 健康診査の内容、公費負担の回数及び時期

別表1に掲げるとおりとする。

(多胎妊婦健康診査)

第5条 多胎妊婦健康診査は、次の各号のとおりとする。

(1) 対象者

防府市に住民登録を有し、多胎妊婦健康診査受診票を提示した妊婦。

(2) 健康診査の内容、公費負担の回数及び時期

別表2に掲げるとおりとする。

(妊婦精密健康診査)

第6条 妊婦精密健康診査は、次の各号とする。

(1) 対象者

妊婦健康診査の結果、妊娠中毒症等妊娠又は出産に直接支障を及ぼす疾病の疑いのある妊婦。

(2) 健康診査の内容

妊婦健康診査の結果、その必要に応じて行う別表1及び2以外の検査とする。

(3) 公費負担の回数

妊婦精密健康診査の公費負担の回数は1人につき、1回とする。

(公費負担額)

第7条 公費負担額は、次の各号のとおりとする。

(1) 妊婦一般健康診査

県標準単価を適用とする。

(2) 多胎妊婦健康診査

妊婦一般健康診査と同じ検査内容の単価を適用する。

(3) 妊婦精密健康診査

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額から保険者が負担すべき額を控除した額とする。

(費用の請求及び支払)

第8条 委託医療機関等は、妊婦健診に係る費用を請求しようとするときは、当該月分をとりまとめ、翌月の10日までに支払請求書に受診票を添えて、防府市長に提出するものとする。

2 防府市長は、委託医療機関等から請求書の提出があったときは、その内容を審査し、請求日の属する月の末日までに支払うものとする。

(母子健康手帳の活用)

第9条 健康診査においては、母子健康手帳の内容を参考とし、実施した健康診査の結果について、同手帳に記入する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

